

米内沢共勇会会則案

第一章 総則

- 第一条 本会は会員の緊密なる親睦を図り相互協力米内沢本郷部落の発展に寄与するを以つて目的とする
- 第二条 本会は米内沢共勇会と称する
- 第三条 本会の地域は森吉町米内沢本郷部落一円とする
- 第四条 本会の事務所は会長宅に置く
- 第五条 本会の公告は所要の掲示場に掲示して之をなす

第二章 会員及び権利義務

- 第六条 本会は第三条の規定に依る地域内に居住し本会に加入したる者を以つて組織する
- 第七条 本会会員は中学校卒業以上教え年四十五才迄の者を正会員とし左に掲げる者を特別会員とする
 - (2) 教え年四十五才を経過しその後継者がまだ中学校を卒業しない者
 - (3) 教え年四十五才を経過しその後継者のない者
- 第八条 特別会員にしてその後継者が中学校を卒業した時及び中学校卒業以上の後継者ができた時はその資格を喪失する
 - (2) 第一項の規定により後継者ができた時は遅怠なく会長に届出なければならない
 - (3) 会長は前項の届出があつた場合はただちに会員名簿の名義を変更しなければならない
- 第九条 本会に加入し得る者は第三条の規定による地域内に居住する世帯の相続者又はその分家したる中学校卒業以上の男子及び他町村よりの移住者にして満三年以上米内沢本郷部落に居住し会員の信任厚き者とする
- 第十条 前項に掲ぐる資格を有する者は総会の承諾を得て本会に加入することができる
- 第十一条 本会に加入の申込みがあつた時は会長は総会の議決を経てその諾否を決定する
- 第十二条 本会は新たに会員になつた者より加入金を徴収する
- 第十三条 本会に加入しようとする者が前条の承諾を承けたときは加入金を会長に納付するものとする
- 第十四条 新加入者が加入金を納付したときは直ちに会員名簿に登録する
- 第十五条 会員は左の理由により会員たる資格を喪失する
 - 一、除名
 - 二、本人よりの申出
 - 三、米内沢本郷部落外に移転したる者
- 第十六条 会員が左に該当することのあるときは会の決議に依り除名することができる
 - 一、会費(賦課金)を二ヶ年以上滞納したるとき
 - 二、会員としての義務を一ヶ年以上怠つたとき
 - 三、本会の事業の執行を妨げたとき又は妨げようとする行為があつたとき
 - 四、本会の体面を汚したとき

五、二ヶ年以上引続き総会及び事業に対し無届欠席したとき

六、その他不信行為があつたとき

第十七条 特別会員は義務の履行については正会員と同一であるが被選挙権はない

第十八条 本会財産の持分は会員平等の権利とする

但し加入後満五ヶ年に達せざるもの持分は算定の必要に応じその都度総会に於いて決定する

第十九条 本会財産の持分は会員の資格を喪失すると共に喪する

第三章 事業及び会計

第二十条 本会は第一条の目的を達するため左記の事業を行う

一、会員及び部落民の親睦に関する事項

二、会有財産の効果的な管理

三、本会の一般的利益の擁護

四、部落的事業への参画

五、その他必要な事項

第二十一条 本会の財産育成のため会長は会員の義務を請求することができる

(2) 義務を履行せざる会員よりは過怠金を徴するものとする

第二十二条 本会の会計年度は一ヶ年とし毎年一月に初まり十二月に終る

第二十三条 本会の経費は会費・加入金・寄附金その他事業収益等を以つてこれに充てる

第二十四条 本会の会計は一般会計と特別会計とに分け通常以外の会有財産に係る分は特別会計とする

第四章 役員及び世話役

第二十五条 本会に左の役員を置く

一、会長 一名

二、副会長 二名

三、幹事 三名

四、特別委員 若干名

第二十六条 会長は本会を代表し会務を統理し副会長これを補佐す

会長事故ありたるときは副会長が合意の上でその職務を代理する

第二十七条 幹事は会長の命をうけて庶務会計を掌理する

第二十八条 会長及び副会長は正会員中より通常総会に於て選挙する

第二十九条 幹事はその年度の世話役中の正会員より通常総会に於て選挙する

(2) 特別委員(山林委員、相撲取締役)は会務の遂行上必要と認めたる場合総会に諮り会長之を任命す

一、会長 二一年
二、副会長 二一年

三、幹事 一年

選挙後役員に三ヶ月以内に欠員を生じたる場合は次点者を以つて繰上当選者とする

選挙後三ヶ月以上経過したる場合は補欠選挙を行う

但し繰上当選者及び補欠選挙に於て選任せられたる役員は任期は前任者の残任期間とするものとする

第三十条 本会役員にして本会に対し不正の行為があり又は不適任と認められたる場合は任期中と雖も総会の決議に依つて解任することができる

第三十一条 本会に会員中より二十名の世話役を置きその任期を一ケ年とし毎年通常総会に於て家並順廻りに会長之を任命する

第三十二条 本会世話役は役員の名により会の業務に従事するものとす

第五章 会 議

第三十三条 本会の最高議決機関として総会を置く

第三十四条 総会は通常総会及び臨時総会とする

一、通常総会は原則として毎年一月一日に会長これを召集する

二、臨時総会は左に掲げる場合会長これを召集する

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 会員五分の一以上の同意を得て総会の目的及びその必要な事由を記載した書面を会長に提出し総会の請求があつたとき

第三十五条 左に掲げる事項は総会に於て議決する

一、会則の変更

二、事業計画収支予算の決定

三、収支決算の承認

四、会費の徴収方法及び徴収額

五、加入金の額

六、会有財産の管理にかゝる事項

七、その他必要な事項

第三十六条 総会は会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会する事ができない

但し総会が定数に満たないときはその日より七日以内に再召集することができる

(2) 再召集したる総会は出席会員数を以つて開会することができる

第三十七条 総会の議決は出席会員の過半数をもつて決する

但し賛否同数なるときは議長が決するところによる

第三十八条 総会の招集通知は所要の掲示場に掲示すると共に通知書を以つて之をなす

第三十九条 総会の議長は総会がその都度正会員より選任する

第四十条 会員は代理人をもつて議決権を行うことができる

但しその代理人は会員でなければならない

(2) 代理人は代理権を行使する書面を会長に提出しなければならない

会員は二名以上の代理となることができない

(3) 会員事故ありたる場合はその同居親族一名に限り本人とみなすことができる

(4) 会員がいかなる文書及び代理権を行使する書面があつても選挙権の代理は認めない

第四十一条 総会の決議録は議長が之を調整し左にかゝる事項を記載しなければならない

一、開会の日時及び場所

二、会員の総数及びその出席者数

三、議事の要領

四、決議したる事項及び賛否の議決権数

第六章 雑 則

第四十四条 新旧役員の仕事引継ぎは選挙後二十日以内に之を行

わなければならない

第四十五条 会長は常に左記の書類を完備していなければならない

い

一、会員名簿

二、資産台帳

三、備品台帳

四、現金出納簿

五、会議録および業務録

六、その他必要な書類

第四十六条 本会役員選挙は本会の選挙規定による

附 則

第四十七条 本会則は昭和三十八年一月一日より施行する